

市民部

議案第 1 1 1 号 大津市市民運動広場条例の一部を改正する条例
の制定について

「議案第 1 1 1 号 大津市市民運動広場条例の一部を改正する条例の制定について」、ご説明させていただきます。

それでは、お手元の資料をご覧ください。

本条例の対象施設は、スポーツ課が所管する、和邇市民運動広場の他、記載のとおり、計 1 1 の市民運動広場でございます。

改正内容は、施設使用料設定基準に基づいて、使用料の改定を行うものでございます。

3 ページから 5 ページにかけての資料は、施設使用料設定基準に基づく算定及び激変緩和措置についてのものです。

なお、当課所管の市民運動広場の使用料については、広場の面積により、大、中、小、極小の 4 つのグループに分け、1 m²あたり 1 時間単価の平均を算出し、グループごとの平均面積、利用時間及び受益者負担割合を乗じて使用料を算出しております。グループ分けについては記載のとおりです。

6 ページから 7 ページでは、算定結果を記載しております。

施行につきましては、令和9年4月1日から上限1.25倍の増額、令和11年4月1日から、上限1.5倍の増額の2段階にて使用料を改定いたします。

以上、ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。